

牧草の放射性物質調査結果について

1. 概 要

5月11日に岩手県が実施した県内の牧草調査において、5月13日に滝沢村にある県の畜産研究所の牧草から国が定める暫定許容値(300Bq/kg)を超える放射性物質が検出されたため、県は、盛岡市を含む県北西部地域の市町村の牧草利用の自粛・放牧の見合わせを要請していたものであり、その後実施した5月18日の牧草確認調査で暫定許容値を下回ったことから、5月20日に牧草利用の自粛・放牧の見合わせは解除された。

2. 経 過

日 時	県からの連絡等	市の対応
5月11日	県内を3つの地域に分け、5ヶ所の牧草地について、放射性物質の測定調査を実施した。	各農協を通じ畜産農家に連絡を行った。
5月13日	(1)調査の結果、滝沢村の畜産研究所で採取した牧草から放射性セシウムが359 Bq/kg検出され、乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値を超過していることが判明した。 (2)調査結果を受け県北西部地域の市町村に対して乳用牛及び肥育牛への原発事故後に収穫する牧草の利用自粛や放牧の見合わせの要請があった。 (3)肉用繁殖牛などの乳用牛(経産牛、初回交配以降の牛)及び肥育牛(出荷前15ヶ月程度以降の牛)以外の牛については、暫定許容値(5,000 Bq/kg)を下回っているため、牧草の利用及び放牧は実施できることの連絡があった。 (4)並行して行われた県北西部地域の6ヶ所の原乳及び花巻市と矢巾町の露地野菜(レタス)の調査では、全てのサンプルで放射性物質は検出されなかった。	各農協及び畜産農家へ連絡を行った。
5月17日	県主催の牧草の放射性物質に係る畜産関係者緊急会議が開催された。	
5月18日	県北西部地域の滝沢村以外の11市町村について、市町村が定めた地点1ヶ所の牧草を採取し放射性物質を調査。	玉山区山谷川目牧野で検体牧草を採取 市長公室、環境部、市民部、保健所及び教育委員会事務局に17日の県主催の会議内容の説明を行った。
5月20日	全ての調査地点で、暫定許容値を下回り、牧草利用の自粛と放牧見合わせの解除について盛岡広域振興局から連絡があった。	各農協に調査結果と牧草利用の自粛と放牧見合わせの解除について連絡を行った。
5月23日	5月23日に滝沢村における牧草の放射性物質の確認調査が村内2地点で行われ、東部エリア以外は牧草利用の自粛と放牧見合わせが解除されたことの連絡があった。	

経過についてはお尋ね下さい

牧草の放射性物質の測定調査の結果について

【要旨】

- 1 県内の公共牧場の牧草について、民間事業者が、独自に放射性物質を調査したところ、放射性セシウムで、国が定めた乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値(300Bq/kg)を超える値が検出された。
※暫定許容値： 牧草やとうもろこし等の粗飼料を介して牛乳や牛肉の放射性物質が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするため、当面の目安として設定された粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値のこと。
- 2 県では、調査を行った民間事業者から調査要請があったことや安全な牛乳を生産すること、また、生産者や消費者の不安を解消していく必要があることから、県内の牧草について、11日に県内5ヶ所で採取し、放射性物質の測定調査を実施した。
- 3 この結果、畜産研究所で採取した牧草の放射性セシウムの値が、乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値を超過していることが判明した。
- 4 調査に当たっては、国の示すルールに沿って、乳牛の分布状況や地形などを勘案し、県内を3つの地域に区分しているが、今回、暫定許容値を超えた県北西部地域については、本日、畜産農家等に対して、今後実施する牧草の調査結果で利用可能であることが確認されるまでの間、乳用牛(経産牛及び初回種付け以降の牛)及び肥育牛(出荷前15ヶ月程度以降の牛)への原発事故後に収穫する牧草の利用自粛や放牧の見合わせを周知・指導を徹底した。
- 5 また、肉用繁殖牛などの乳用牛及び肥育牛以外の牛については、暫定許容値(5,000Bq/kg)を下回っており、牧草の利用及び放牧が実施できることを周知・指導している。
- 6 なお、並行して実施した県北西部地域の6ヶ所の原乳及び出荷直前の露地野菜(レタス)の調査では、全てのサンプルで、放射性物質は検出されなかった。

1 牧草の調査結果の概要

(単位：Bq/kg)

地域区分	該当市町村	サンプル採取地点	放射性ヨウ素	放射性セシウム
県北西部	(12市町村) 盛岡市、八幡平市、二戸市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、軽米町、九戸村、一戸町	畜産研究所 (滝沢村)	不検出	359
県北東部	(8市町村) 宮古市、久慈市、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町	公共牧場 (久慈市)	1.78	55
		公共牧場 (久慈市)	不検出	18

地域区分	該当市町村	サンプル採取地点	放射性ヨウ素	放射性セシウム
県南	(14市町) 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、陸前高田市、釜石市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、大槌町	農業大学校 (金ヶ崎町)	不検出	82
		畜産研究所種山研究室 (住田町)	不検出	261

注) 牧草採取日 5月11日、分析測定日 5月12日、分析機関 県環境保健研究センター

参考：粗飼料中の放射性物質の暫定許容値

(単位：Bq/kg)

区 分	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛(経産牛、初回交配以降の牛)	70以下	300以下
肥育牛(出荷前15ヶ月程度以降の牛)	農産物の出荷制限地域以外で	300以下
乳用牛及び肥育牛以外の牛	生産された粗飼料	5,000以下

2 原乳及び露地野菜の調査結果

種 別	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
原 乳	二戸市(乳業工場)	不検出	不検出
	雫石町(乳業工場)	〃	〃
	葛巻町(コールドセンター)	〃	〃
	葛巻町(乳業工場)	〃	〃
	八幡平市(コールドセンター)	〃	〃
	一戸町(乳業工場)	〃	〃
露地野菜 (レタス)	花巻市	〃	〃
	矢巾町	〃	〃

参考：食品衛生法上の暫定規制値

(単位：Bq/kg)

区 分	放射性ヨウ素	放射性セシウム
原 乳	300以下(100以下)	200以下
野 菜 類	2,000以下	500以下

注) 暫定規制値：原子力安全委員会が示した指標値をもとに厚生労働省が定めた指標。

()内は、乳児

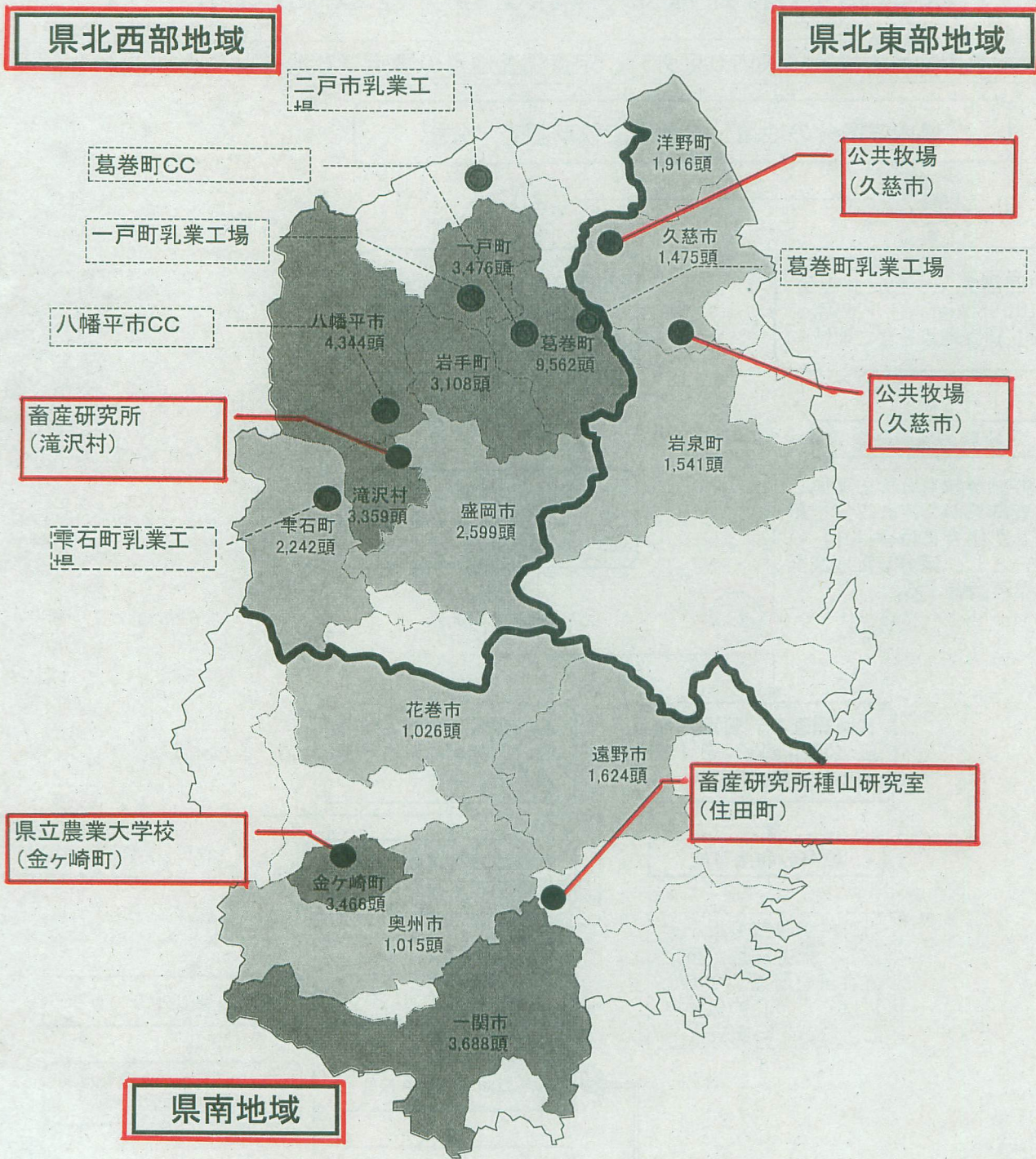
3 地域区分ごとの畜種別の牧草等の給与と放牧の可否

地域区分	乳用牛	肥育牛	その他の牛
	経産牛・初回交配以降の牛	出荷前15ヶ月程度以降の牛	育成牛・繁殖牛・種雄牛
県北西部地域	×	×	○
県北東部地域	○	○	○
県南地域	○	○	○

凡例) ○：利用可能、×：利用自粛を要請、解除に当たっては、市町村単位に牧草の調査を実施

問い合わせ：畜産課 藤代、村上 内線 5720

地域区分

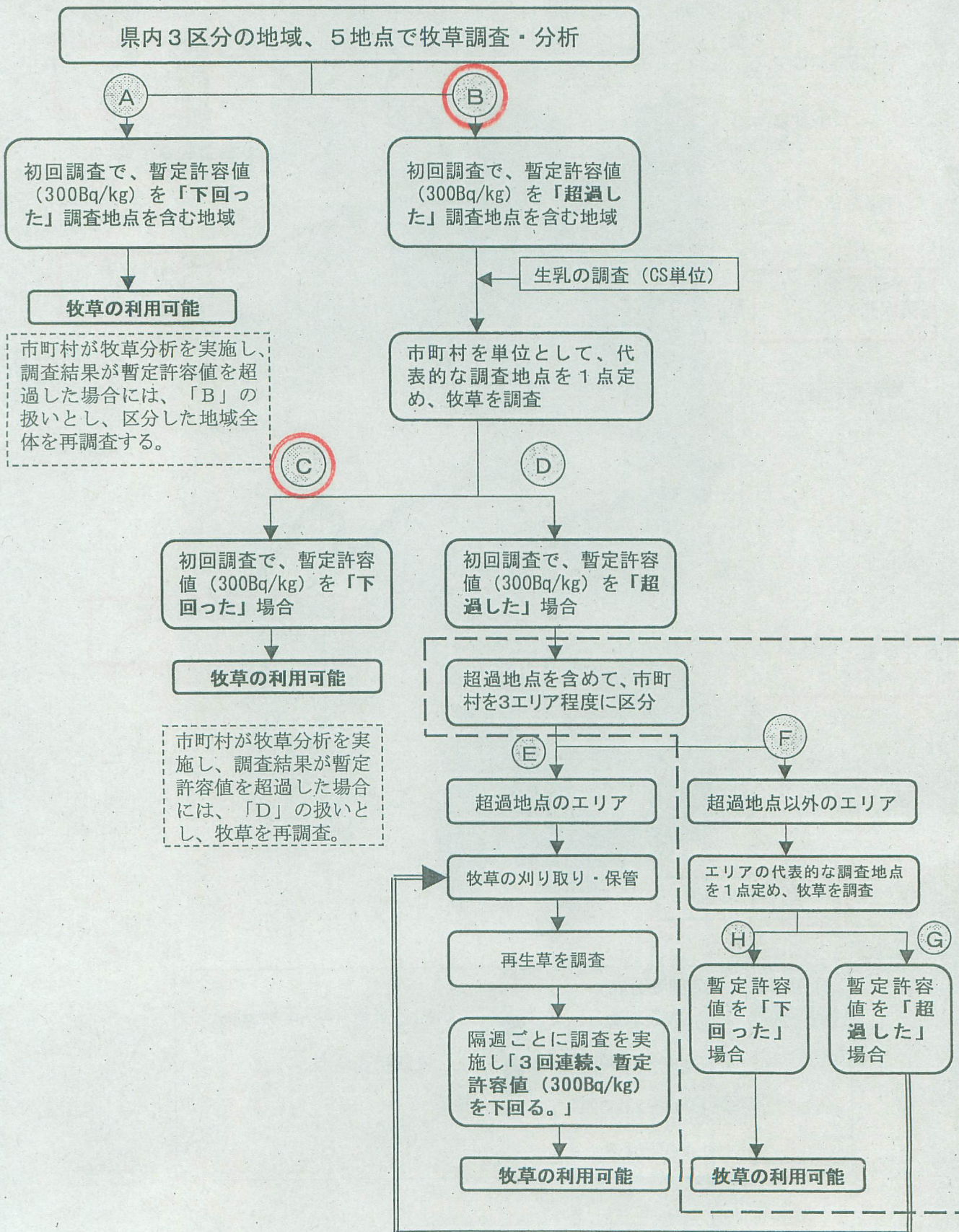


凡例 (乳用牛の飼養分布)

■ (濃灰色)	: 3,000頭以上	● (黒)	: CC、乳業メーカー所在地
■ (中濃灰色)	: 2,000～3,000頭	● (黒)	: 牧草調査地点
■ (薄灰色)	: 1,000～2,000頭		
□ (白)	: 1,000頭以下		

牧草の放射性物質調査を受けた 牧草の利用自粛の解除プログラム(改正)

○牧草利用地域の設定（県内3区分）、定点調査地点の設定（5地点）



報道機関各位

県北西部地域の牧草の放射性物質の確認調査結果について

【要 旨】

- 5月18日（金）から県北西部地域の11市町村で牧草の放射性物質の確認調査を実施したところ、全ての市町村サンプルで、乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値（以下「許容値」という。）を下回りました。
- この結果を踏まえ、滝沢村を除く11市町村に対して、牧草の利用自粛及び放牧の見合わせの要請を解除する旨を通知しました。
- また、滝沢村については、国との協議結果を踏まえ、村内を3つのエリアに区分し、速やかに牧草の再調査を行い、許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除することとしています。（※県畜産研究所を含むエリアは、原則3回調査）

1 放射性物質の確認調査結果（県北西部地域）（単位：Bq/kg）

市町村名	放射性ヨウ素	放射性セシウム
盛岡市	不検出	136.0
八幡平市	〃	12.2
雫石町	〃	72.0
岩手町	〃	70.0
葛巻町	〃	40.0
矢巾町	〃	52.0
紫波町	〃	44.0
二戸市	〃	不検出
一戸町	〃	180.0
軽米町	〃	42.0
九戸村	〃	74.0

この結果を踏まえ、滝沢村を除く11市町村に対して、牧草の利用自粛及び放牧の見合わせの要請を解除する旨を通知しました。

注）採取日：5月18日、測定日：5月19、20日、分析：（財）環境科学技術研究所（青森県六ヶ所村）

参考：粗飼料中の放射性物質の暫定許容値

（単位：Bq/kg）

区 分	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛（経産牛、初回交配以降の牛）	70以下	300以下
肥育牛（出荷前15ヶ月程度以降の牛）	農産物の出荷制限地域以外で	300以下
乳用牛及び肥育牛以外の牛	生産された粗飼料	5,000以下

2 調査結果を踏まえた対応

(1) 該当する市町村 (11 市町村)

盛岡市、八幡平市、雫石町、岩手町、葛巻町、矢巾町、紫波町、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

(2) 対応

該当する市町村に対して、乳用牛（経産牛、初回交配以降の牛）、肥育牛（出荷前 15 ヶ月程度以降の牛）の原発事故後に収穫する牧草の利用自粛及び放牧の見合わせの要請を「解除」する旨を通知。

3 滝沢村への対応

今後、村内を、東部、中央部、西部の 3 つのエリアに区分し、牧草の放射性物質の再調査を行い、許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除。

エリア区分	対 応
東部 (畜産研究所が 所在する区域)	一旦、牧草を刈り取り、再生してくる牧草を調査して、許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除。 但し、牧草の刈り取りは、乳用牛（経産牛、初回交配以降の牛）、肥育牛（出荷前 15 ヶ月程度以降の牛）に給与する予定の牧草地。
中央部及び西部	調査する牧草で、許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除。

担当：畜産課 藤代、村上 内線 5720

報道機関各位

滝沢村における牧草の放射性物質の確認調査結果について

【要 旨】

- 本日、滝沢村を東部エリア（前回調査し暫定許容値を上回った畜産研究所が所在する区域）、中央部エリア、西部エリアの3つに区分し、そのうち、中央部エリア及び西部エリアについて牧草の放射性物質の確認調査を行ったところ、乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値を下回りました。
※暫定許容値： 牧草やとうもろこし等の粗飼料を介して牛乳や牛肉の放射性物質が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするため、当面の目安として設定された粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値のこと。
- この結果を踏まえ、滝沢村の中央部エリア及び西部エリアに対して、「牧草の利用自粛及び放牧の見合わせの要請」を解除する旨を通知しました。
- また、東部エリア（畜産研究所が所在する区域）については、国の定めたルールに基づき、牧草を刈り取り、保管した後、再生草を3カ所で隔週ごとに調査を行い、3回連続で暫定許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除することとしています。
- 今後、県内の大気中の放射線量や福島原発などに大きな状況の変化があれば、検査を実施することとします。

1 放射性物質の確認調査結果（滝沢村）

（単位：Bq/kg）

エリア名	放射性ヨウ素	放射性セシウム
中央部エリア	不検出	36
西部エリア	不検出	20
東部エリア（畜産研究所が所在する区域）	今後調査 ^{※1}	今後調査 ^{※1}

（採取日：5月23日、測定日：5月23日、分析機関：（財）環境科学技術研究所（青森県六ヶ所村））

注1：牧草を刈り取り、保管した後、再生草を3カ所で隔週ごとに調査

参考：粗飼料中の放射性物質の暫定許容値

（単位：Bq/kg）

区 分	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛（経産牛、初回交配以降の牛）	70 以下	300 以下
肥育牛（出荷前 15 ヶ月程度以降の牛）	農産物の出荷制限地域以外で 生産された粗飼料	300 以下
乳用牛及び肥育牛以外の牛		5,000 以下

2 調査結果を踏まえた対応

滝沢村に対して、該当する中央部エリア、西部エリアの乳用牛（経産牛、初回交配以降の牛）、肥育牛（出荷前 15 ヶ月程度以降の牛）の原発事故後に収穫する牧草の利用自粛及び放牧の見合わせの要請を解除する旨を通知。

3 東部エリアへの対応

今後、東部エリア（畜産研究所が所在する区域）について、牧草を刈り取り・保管した後、再生草を3カ所で隔週ごとに調査を行い、3回連続で暫定許容値を下回った場合には、牧草の利用自粛等の要請を解除。

担当：畜産課 藤代、村上 内線 5720